

週休2日制適用工事 実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取り組みの一つとして、受注者の現場代理人及び主任技術者・監理技術者(以下、「技術者等」という。)と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所することにより、企業や入職予定者を含む労働者に対して、労働環境の改善に取り組む意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日制普及に向けて「週休2日制適用工事」(以下「適用工事」という。)の実施にあたり必要となる事項を定める。

(入札公告、特記仕様書での明示)

第2 発注機関の長は、建設工事の発注時には入札公告及び特記仕様書により「週休2日制適用工事」又は「週休2日制除外工事」であることを明示する。

2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から工事着手日までに実施できる旨の協議がなされた場合は、協議により適用工事にすることができるものとする。

(対象工事)

第3 適用工事の対象は、甲府市及び甲府市上下水道局が発注する全ての建設工事とする。

- 2 次のいずれかに該当する工事は、適用工事の対象外とする。
- (1) 現場施工が1週間未満の工事
 - (2) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
 - (3) 現場条件や完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事

(週休2日制の取組内容)

第4 適用工事の受注者(以下「受注者」という。)は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間(ただし、年末年始の6日間、夏季休暇の3日間は除く。)、受注者の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮する。

- 2 受注者は、前項で定めた休日において、事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態(以下「現場閉所」という。)とし週休2日制現場閉所(計画・実施)書(参考様式-1)に現場閉所日を示し、発注者に提出する。なお、この現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。
- 3 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。
- 4 受注者は、最終の現場閉所後速やかに「適用工事」の取組実績について、第2項の(参考様式-1)及び週休2日制現場閉所実績集計表(参考様式-2)に記載して発注者に提出し、確認を受けるものとする。
- 5 受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「甲府市建設工事請負契約約款」第21条の規定による工期の延長変更の請求があった場合は、「甲府市設計変更基準」に基づき、適切に対応するものとする。

(周辺住民への周知)

第5 受注者は、工事現場の公衆の見えやすいところに、「週休2日制適用工事」であることを記載した掲示をする。(A3 判程度)

(工事成績評定)

第6 発注者は、第4で定める受注者の取り組みに対し、別表「適用工事の取り組みに対する考査事項」により評価する。

2 発注者指定型の工事、及び総合評価落札方式の受注者希望型において適用を宣誓した工事では、第4で定める取り組み内容が4週6休未満である場合は、3点を減ずる。

(経費の計上について)

第7 費用の計上については、別紙「週休2日制適用工事に要する費用の計上について」によるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。